

高山キャンプ場宿泊等施設利用約款

宿泊施設（バンガロー等）ならびに各施設を利用されるお客様と当キャンプ場との約束事は、この約款に定めさせていただいております。ディキャンプ、集会、宿泊等のご利用にあたりましては、この約款に基づきますので必ず早めにお目通しいただきご承知をお願い致します。

（契約の適用）

- 第1条** 当キャンプ場がお客様との間で締結する宿泊等施設利用契約（以下「利用契約」という。）は、この約款に定めるところによるものとします。この約款に定めない事項については、関係法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当キャンプ場が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項に関わらずその特約が優先するものとします。

（宿泊・利用契約の申し込み）

- 第2条** 当キャンプ場に利用契約の申し込みをされるお客様には、次の事項を明示していただきます。
- (1) 宿泊・利用者の指名、性別、住所、及び電話番号（固定電話か携帯電話の両方又はいずれか）
 - (2) 宿泊・利用日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊・利用料金等の確認
 - (4) その他当キャンプ場が必要とする事項

（宿泊・利用契約の成立等）

- 第3条** 利用契約は、お客様の申し込みがありかつ当キャンプ場が受諾したときに成立するものとします。
- 2.当キャンプ場は、原則として利用当日管理事務所にて使用前に利用料金をお支払いいただきます。また、必要によりご利用日以前にあらかじめ予約金をお願いする場合があります。
- 3.当キャンプ場が求める利用料金もしくは予約金をお支払いいただけない場合は、当キャンプ場は利用契約を解除できるものとします。

（お客様の契約解除権）

- 第4条** お客様は、利用期日より以前であれば、利用契約を解除することができます。
- 2.ただし、契約解除をお申し出いただいた日のご利用日間近の場合は、別表第2に定める当キャンプ場のキャンセル料を申し受けます。
- 3.当キャンプ場は、ご宿泊のお客様がご利用当日午後8時になっても到着されないときは、本契約はお客様のご都合により解除されたものとみなします。なお、ご到着が午後8時を越える場合であっても、あらかじめご到着時刻を連絡いただいている場合は、この限りではありません。

（当キャンプ場の契約解除権）

- 第5条** 当キャンプ場は、次に掲げる場合において利用契約を解除することができます。
- (1) お客様が宿泊・利用に関し、当キャンプ場の利用規則、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - (2) お客様が指定暴力団もしくはその構成員であるとき
 - (3) お客様が伝染病患者であると認められるとき
 - (4) 宿泊・利用に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (5) 施設の故障その他やむを得ない事由により、宿泊施設や他の施設を提供することができないとき
 - (6) 宿泊・利用料金の支払いがなされないと判断されたとき
- 2.当キャンプ場が前項の規定に基づいて利用契約を解除したときは、お客様がいまだ提供を受けていない宿泊・利用サービス等の料金はいただきません。

（宿泊利用の登録）

- 第6条** 宿泊のお客様には、チェックインの際当キャンプ場のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊・利用者の氏名、性別、住所、及び電話番号（固定電話か携帯電話の両方又はいずれか）
 - (2) 外国人にあたっては旅券の提示（コピーをとらせていただきます）、出国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当キャンプ場が必要と認める事項

（バンガローの使用時間）

- 第7条** 宿泊のお客様が当キャンプ場のバンガローを使用できる時間は、午後2時から翌朝11時までとします。ただし、継続して宿泊される場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用していただく事は可能です。

（利用規則遵守のお願い）

- 第8条** お客様には、ご利用にあたって当キャンプ場利用規則に従っていただきます。
- (1) 当キャンプ場（駐車場・外構含む）では、暖房用又は炊事用等の火器の持ち込みによる使用はしないでください。
 - (2) ベッドの中等、火災の発生する恐れのある場所での喫煙はしないでください。
 - (3) 高声放歌や喧嘩な行為等で、他のお客様にご迷惑をかけるようなことのないようにしてください。
 - (4) 施設内に次に類するものをお持ち込みにならないでください。
 - ① 火薬・揮発油等、発火あるいは引火しやすいもの
 - ② 動物（身体障害者補助犬を除く）、鳥類
 - ③ 著しく悪臭を発するもの、及び著しく多量なもの
 - ④ 適法による所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
 - (5) 施設内で、賭博、その他風紀を乱すような行為をしないでください。
 - (6) みだりに外来者をバンガロー内に呼び入れないでください。
 - (7) 施設を無断で私的な営業目的（展示会、物品販売等）に使用しないでください。
 - (8) 施設内の設備及び備品類は、その目的以外の用途に使用しないでください。

- (9) 施設内の備品類を施設外へ持ち出す、あるいは他の場所に移動しないでください。
 - (10) 施設内で他のお客様に広告物を配布するような行為はしないでください。
 - (11) 施設内に所持品を放置しないでください。
2. 当キャンプ場の備品類は一切お持ち帰ることはできません。万が一、持ち出しがあったと認められるときは、所管警察署に窃盗事案として届け出ます。

(営業時間)

- 第9条** 当キャンプ場の営業時間は、備え付けのパンフレット、施設利用インフォメーション等で案内しております。特段の必要がある場合は事前にお申し出ください。
- イ) 門限はありませんが、他のお客様の睡眠に支障のないようにしてください。
 - ロ) インフォメーションサービス 午前8時30分～午後9時まで対応いたします。なお、人名に関わるなど緊急を要する場合は、対応時間に関係なくお申し出ください。

(料金の支払い)

- 第10条** 別表第1に定める宿泊・利用料金等は日本国の通貨によりお支払いをお願いします。
- 2.原則として到着日にフロントにて利用申し込みを行い、その際料金をお支払いください。追加料金が必要な場合は、その都度利用前にお支払いいただきます。

(お客様への損害賠償請求)

- 第11条** お客様の故意又は過失により当キャンプ場が損害を被ったときは、当キャンプ場はお客様に対して損害賠償請求権を有します。

(当キャンプ場の責任)

- 第12条** 当キャンプ場は、お客様のご利用のため利用契約を誠意をもって履行いたします。建物・設備及び安全管理については、善良なる管理者の注意義務をもって管理いたします。
- 2.当キャンプ場は、利用契約により提供義務のある施設を提供できないときは、できる限り条件の等しい他の施設を斡旋いたします。斡旋したキャンプ施設の利用料金が当施設より割高の場合は、その差額につき当キャンプ場の負担とさせていただきます。
- 3.当キャンプ場は、前項の規定に関わらず他のキャンプ施設の斡旋ができないときは、利用料金等はお客様に請求いたしません。なお、この場合にあっても違約金等の補償料は支払いません。

(現金及び貴重品等の取扱)

- 第13条** 当キャンプ場はお客様の現金及び貴重品等は一切お預かりすることはできかねます。お客様ご自身が厳重に保管されますようお願いいたします。
- 2.お客様の不注意で現金及び貴重品等の紛失や盗難が発生しても当キャンプ場は一切の責任は負いかねます。
- 3.当キャンプ場の管理責任に帰すべき理由によりお客様の現金もしくは貴重品等が紛失した場合は、当キャンプ場の損害賠償額は当キャンプ場の宿泊等施設利用料金相当額もしくは一般的な旅行費用相当額の範囲内とします。

(忘れ物)

- 第14条** お忘れ物につき所有者が明確な場合は、当キャンプ場によりお客様にご連絡申し上げます。ただし、プライバシーに関わる恐れがあると当キャンプ場が判断したときはこの限りではありません。
- 2.施設内に留置された物品がお忘れ物か遺棄物(いわゆるゴミ)かの判断は、当キャンプ場にてさせていただきます。
- 3.お忘れ物の所有者が判明しないときは、その後最寄りの警察署に届けます。ただし、食品等腐敗するものは警察署に届け出ることなく廃棄いたします。
- 4.前項までの取扱につき、当キャンプ場は一切の損害賠償に応じることはできません。

(駐車場の責任)

- 第15条** 駐車場につきましては、当キャンプ場は場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任までを負うものではありません。したがって、お客様が当キャンプ場の駐車場をご利用になる場合、車輛キーの寄託の如何に関わらず、お客様の自己責任となります。車輛の破損、盗難等につき、お客様は当キャンプ場に損害賠償の請求権を有しません。ただし、当キャンプ場に故意又は過失がある場合はこの限りではありません。

<別表第1> 宿泊・利用料金等の内訳(第2条及び第10条関係)

	内 容	
お客様にお支払い願う料金	利用料金	①施設利用料(バンガロー・オートキャンプ場の利用者は除く) ②バンガロー利用料 ③オートキャンプ場利用料 ④林間キャンプ場利用料 ⑤体験交流センター利用料 ⑥ディキャンプ利用料 ⑦キャンプファイヤー利用料 ⑧木工作業所利用料
	追加料金	①バンガロー宿泊人員の定員増分 ②販売品、レンタル品
	別途料金	コインシャワー等
	税金	上記はすべて税込み料金です

<別表第2> キャンセル料金表(第4条第2項関係)

	当日	前日	2～7日前	8～14日前
個人・団体問わず	50%	30%	20%	10%